

【フィリピン】新大統領による施政方針の発表

海外立法情報課 南波 聖太郎

* 2016 年 6 月に就任したロドリゴ・ドゥテルテ・フィリピン大統領が、同年 7 月 25 日に就任後初となる施政方針演説を行い、南シナ海問題を含めた諸課題に関する基本方針を明らかにした。

1 はじめに

フィリピンでは、前職のベニグノ・アキノ 3 世 (Benigno S. Aquino III) の任期満了に伴い、2016 年 5 月 9 日に大統領選挙が行われ、前ミンダナオ島ダバオ市長のロドリゴ・ロア・ドゥテルテ氏 (Rodrigo Roa Duterte) が勝利した。ドゥテルテ氏は、6 月 30 日に第 16 代大統領に就任し、7 月 25 日に就任後最初の施政方針演説を行った。以下、主要な問題に関して、演説の概要とその後の動向を記す (注 1)。

2 国内和平

南部では、イスラム教を信仰するモロ族の自治確立とイスラム国家の建設などを目的とするモロ・イスラーム解放戦線 (Moro Islamic Liberation Front : MILF) による反政府運動が約 17 年間にわたって続いていたが、アキノ前大統領在任中の 2014 年 3 月 27 日、和平合意が調印された (注 2)。この問題に関して施政方針演説では和平重視の方針が確認された。その後、「バンサモロ」という自治区の設立を主眼とする「バンサモロ基本法 (Bangsamoro Basic Law)」の制定に向けて調整が進められているが、憲法改正の手続が必要となる可能性も残されており、調整は長期化する見込みである (注 3)。

また、1968 年に結成されたフィリピン共産党 (Communist Party of Philippine : CPP) を中心とする共産主義勢力との和平交渉に取り組む方針も示された。その後、停戦が実現され、2016 年 8 月末にはノルウェーのオスロで和平交渉が開始されたが、交渉の内容は農地改革や外交政策にまで及んでいる (注 4)。CPP との和平交渉は 1980 年代半ば以降繰り返され、その度に頓挫してきた経緯がある (注 5)。

一方、1990 年代に MILF から派生したアブ・サヤフ・グループ (Abu Sayyaf Group : ASG) に対しては、強硬姿勢が採られている。施政方針演説では、ASG を「テロリスト集団」と断定し、「国軍を総動員し、その宗教的熱情を装った犯罪行為を打倒する」と述べた (注 6)。ASG の活動拠点であるスルー海域は、インドネシアとの国境海域であることから、フィリピンは同国との海上治安面での協力強化を進めている。2016 年 9 月 9 日には、インドネシアの海上警備船舶のフィリピン領海への立入りを認める「海上での治安維持と法執行に関する共同声明」が両国間で調印された (注 7)。

3 南シナ海問題

フィリピン政府はアキノ前大統領在任中の 2013 年 1 月、南シナ海（ドゥテルテ大統領の施政方針演説では「西フィリピン海」と言及）の領有権を巡ってオランダ・ハーグの常設仲裁裁判所に中国政府を提訴しており、2016 年 7 月 12 日に中国の領有権主張を根拠なしとする判決が出された。ドゥテルテ大統領の施政方針演説は、その判決の 2 週間後に行われ、「我々は、常設仲裁裁判所の判決が、紛争の平和的な解決と処理を目指す、現在進行中の試みに深く寄与するものであると考え、それを支持し尊重する」と言及した。

2016 年 7 月 25 日に開幕したドゥテルテ大統領就任後最初の会期となる第 17 期国会では、南シナ海問題にも関係する 2 つの海洋関連法案が下院に提出された。「フィリピン群島水域の群島海航路の設置並びに同航路通過権に関する外国籍船舶及び航空機の義務に関する法案（フィリピン群島海航路法案）」（House Bill 1117）は、国連海洋法条約第 47 条に基づき群島基線を画定して群島水域を設定し、それによって領海及び領空を定めることを目的としている（注 8）。また、「フィリピン共和国海域の防衛に関する法案（フィリピン海域法案）」（HB1118）は、同じく国連海洋法条約に準拠してフィリピンの管轄下にある様々な海域を定義し、その海域内で国家が行使する権利を定め、領海に許可なく侵入する外国籍船との不要な紛争を避けることを目的としている（注 9）。両法案は現在、委員会レベルでの審査が続けられている。

注（インターネット情報は 2016 年 9 月 15 日現在である。）

- (1) 演説の全文は、フィリピン政府ウェブサイトの次のページを参照。“The 2016 State of the Nation Address” <<http://www.gov.ph/2016/07/26/the-2016-state-of-the-nation-address/>>
- (2) 2014 年 3 月の和平合意については、次の文献を参照。鈴木有理佳「2014 年のフィリピン：モロ・イスラーム解放戦線と和平合意」アジア経済研究所編『アジア動向年報 2015』, 2015 年, pp.353-380.
- (3) “Federalism to enhance fate of BBL – Alvarez”, *Manila Bulletin*. 2016.8.31.
- (4) “GPH wants peace process with NDF implemented within Duterte’s term”, *Manila Bulletin*. 2016.9.8.
- (5) フィリピン政府と CPP の和平交渉の経緯については、公安調査庁ウェブサイトの「新人民軍（NPA）」のページを参照。<http://www.moj.go.jp/psia/ITH/organizations/ES_E-asia_oce/NPA.html>
- (6) ASG は、1990 年代にはアルカイダとの繋がりも指摘され、2000 年代に入ってから爆弾テロや身代金誘拐事件を繰り返してきた。ASG の概要は、公安調査庁ホームページの「アブ・サヤフ・グループ（ASG）」のページを参照。<http://www.moj.go.jp/psia/ITH/organizations/ES_E-asia_oce/ASG.html>
- (7) “No deadline on ongoing military operations vs ASG — AFP chief”, *Manila Bulletin*. 2016.9.11; “War on piracy: President Duterte allows Indonesian forces in PH waters”, *Manila Bulletin*. 2016.9.11.
- (8) HB1117 “An Act Providing for the Establishment of the Archipelagic Sea Lane in the Philippine Archipelagic Waters, Prescribing the Right and Obligations of Foreign Ships and Aircraft Exercising the Right of Archipelagic Sea Lane Passage”の全文は下院ウェブサイト参照。<http://www.congress.gov.ph/legisdocs/basic_17/HB01117.pdf>
- (9) HB1118 “An Act Defending the Maritime Zones of the Republic of the Philippines”の全文は下院ウェブサイト参照。<http://www.congress.gov.ph/legisdocs/basic_17/HB01118.pdf>